

総社市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月26日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第33号

総社市公印規則の一部を改正する規則

総社市公印規則（平成17年総社市規則第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄中太線で囲まれた部分に改める。

改正後								改正前							
別表（第3条関係）								別表（第3条関係）							
公印の 種類	整理 番号	書 体	寸 法	保管 部署	使用区分	印 材	個 数	公印の 種類	整理 番号	書 体	寸 法	保管 部署	使用区分	印 材	個 数
略								略							
総社市 審理員 之印	15	〃	方21ミ リ	総務課	審理員名をもって する文書	〃	1	削除	15						
略								略							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。